平成２３年（フ）第６４９号
横浜市西区浅間町３丁目227番地　ハイム田中102号
債務者　村本なおみ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６１号
横浜市南区若宮町３丁目41番地
債務者　中林　直行
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８０号
横浜市南区六ツ川４丁目1133番地　渡辺ビル201号室
債務者　藤宮　誠一
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８５号
神奈川県大和市中央６丁目２番33号　ステラ106、住民票上の住所横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ５街区１棟103号
債務者　藤井　俊郎
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８７号
神奈川県大和市下鶴間２丁目11番１―402号
債務者　平賀　基樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９９号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目35番11号
債務者　田中　健治
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６号
岡山市北区今１丁目１番５号　グランデュール１号館503号、旧住所岡山市北区上中野２丁目20番３―502
債務者　平田　正彦
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
愛知県豊橋市東小池町143番地１　Ｂ―202
債務者　川城　　祐
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６８号
愛知県豊川市三上町上屋敷５番地の２
債務者　豊田さは子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６９号
愛知県豊橋市下五井町天王17番地の１　３―302
債務者　成田　友絵（旧姓池谷）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７５号
愛知県豊橋市松葉町３丁目94番地
債務者　小笠原鎰子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７６号
愛知県豊橋市松葉町３丁目94番地
債務者　小笠原美夏
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第８７号
愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺２番地の82　７―Ｆ
債務者　矢野　義晴
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１０６号
岡山県瀬戸内市長船町土師2142番地18
債務者　中村貴美子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９号
愛知県岡崎市江口３丁目７番地10　キングスコート江口103
債務者　迫　　徹郎
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係